

徳島県 建設業社会保険加入推進地域会議

議 事 次 第

日時：平成30年12月10日（月）13：15～

会場：徳島県建設センター

1. 開 会

挨拶（主催者代表）

徳島県 県土整備部 建設管理課長

徳永 雅彦

一般社団法人 徳島県建設業協会 会長

川原 哲博

2. 議 事

①取組事例について

株式会社 井上組

大山 浩治 様

戸村 哲也 様

②社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準の採択

徳島県 県土整備部 建設管理課

振興指導担当室長

多田 昌功

建設産業専門団体 四国地区連合会 会長

武田 美治

3. 閉 会

「徳島県建設業社会保険加入推進地域会議」について

～この取組の趣旨にご賛同いただける建設企業の皆様、是非ご参加ください。～

目 的

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び事業者間の公平で健全な競争環境の構築を目的に、平成24年度より、建設業界と行政が一体となって取り組んできた建設業における社会保険加入対策については、社会保険への加入率が上昇する等、着実に効果が現れてきているところです。

この取組の更なる徹底を図っていくためには、より地域に根ざした取組としていくことが重要です。このため、小規模事業者も含めた地域レベルでの取組への理解を広げ、更なる加入促進につなげることを目的として、本会議を開催するものです。

※ 本会議の設置は、行政・建設業団体等で構成される「第2回建設業社会保険推進連絡協議会」(H30.1.15)において、社会保険対策の今後の取組の方向性の一つとして、「社会保険加入推進地域会議」を全国展開することとされており、四国管内では、香川県(平成30年3月1日開催)、高知県(平成30年9月18日開催)に続いて、3県目の開催となります。

内 容

- ・建設企業による社会保険加入対策の取組事例の紹介
- ・社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準の採択

※ 一定の適正な受注環境のもとでの営業活動が行われることにより、技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保に繋がることが期待されます。

なお、『行動基準』採択後、行動基準を遵守する企業を「社会保険加入促進宣言企業」として募集し、四国地方整備局のHP等で宣言企業リストの形で公表させていただくことを予定しています。

対象者

- ・徳島県内に拠点を置く建設企業
 - ・徳島県内での施工実績を有する建設企業
- ※法人、個人事業主は問いません。また、建設業関係団体への加盟・非加盟も問いません。

主催者

徳島県、(一社)徳島県建設業協会、徳島県建設産業団体連合会、
(一社)日本建設業連合会四国支部、建設業専門団体四国地区連合会、
四国地方整備局

○事務局 四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」

【元請企業】

1. 工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

【下請企業】

6. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合) 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合) 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、「徳島県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

会社名

代表者

所在地 〒

【送付先・問い合わせ先】

徳島県建設業社会保険加入推進地域会議 事務局
(四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課)

FAX 087-811-8414 / TEL 087-811-8314

社会保険加入に積極的に取り組む企業へのPR支援

- 都道府県毎に開催している「社会保険加入推進地域会議」において、取組事例を紹介した企業や社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準を採択した企業など、地域に根ざして社会保険加入に関して優良な取組を実施している企業が存在。
- これらの企業がその取組を対外的にPRできるようなステッカー等を作成することにより、地域において社会保険加入対策に積極的に取り組む企業を支援。



▲ 地元企業による自社での取組事例の紹介

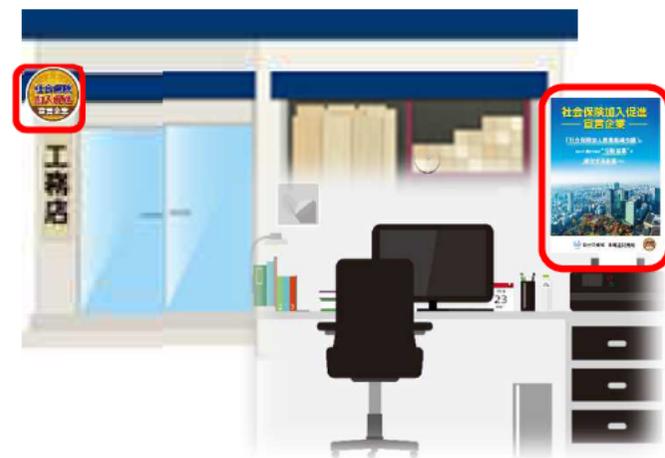
▼ 行動基準の採択

社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準	
元請企業	1. 工事を受注する際には施行に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと 2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること 3. …(略)…
下請企業	1. 工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと 2. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること 3. …(略)…

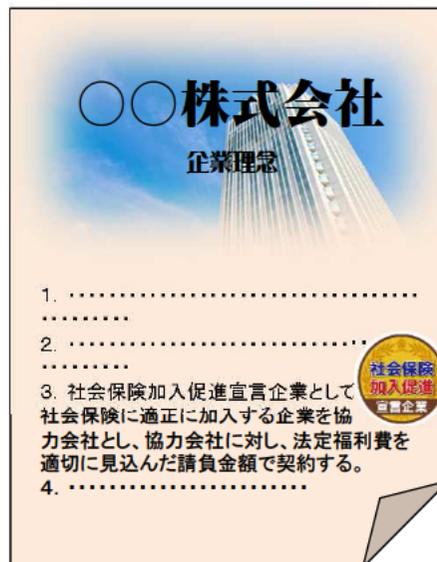
積極的に取り組む企業に対して

社会保険加入に積極的に取り組んでいることを対外的にPRできるよう、ステッカー、ポスター、データフォーマットを提供

(イメージ)



▲ 事務所内外にステッカーやポスターを掲示



▲ 企業パンフレット、名刺等に印字

ステッカー・ポスター等のデザイン

【ステッカー（特別版）】



※事例紹介した企業向けを想定

【ステッカー（通常版）】



【ポスター】



※ポスター下部のクレジットは、各地整等バージョンを作成

【電子フォーマット】



各企業において、名刺や企業パンフレットなどに活用可能

※行動基準採択企業（事例紹介企業を除く）向けを想定

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲

3保険

健康保険及び厚生年金保険

3保険

雇用保険
(医療保険と年金保険については個人で加入)

医療保険と年金保険については個人で加入
(但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る)※3

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
 ※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※3 詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの □ : 個人で加入

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業へ配布するなどして、適切な保険の確認を促してください。
下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。

注意点

【従事する作業の内容】
ガイドラインで定める現場入場制限は建設工事を対象としています。ただし、他業種についても同様に社会保険への加入は法令上の義務です。

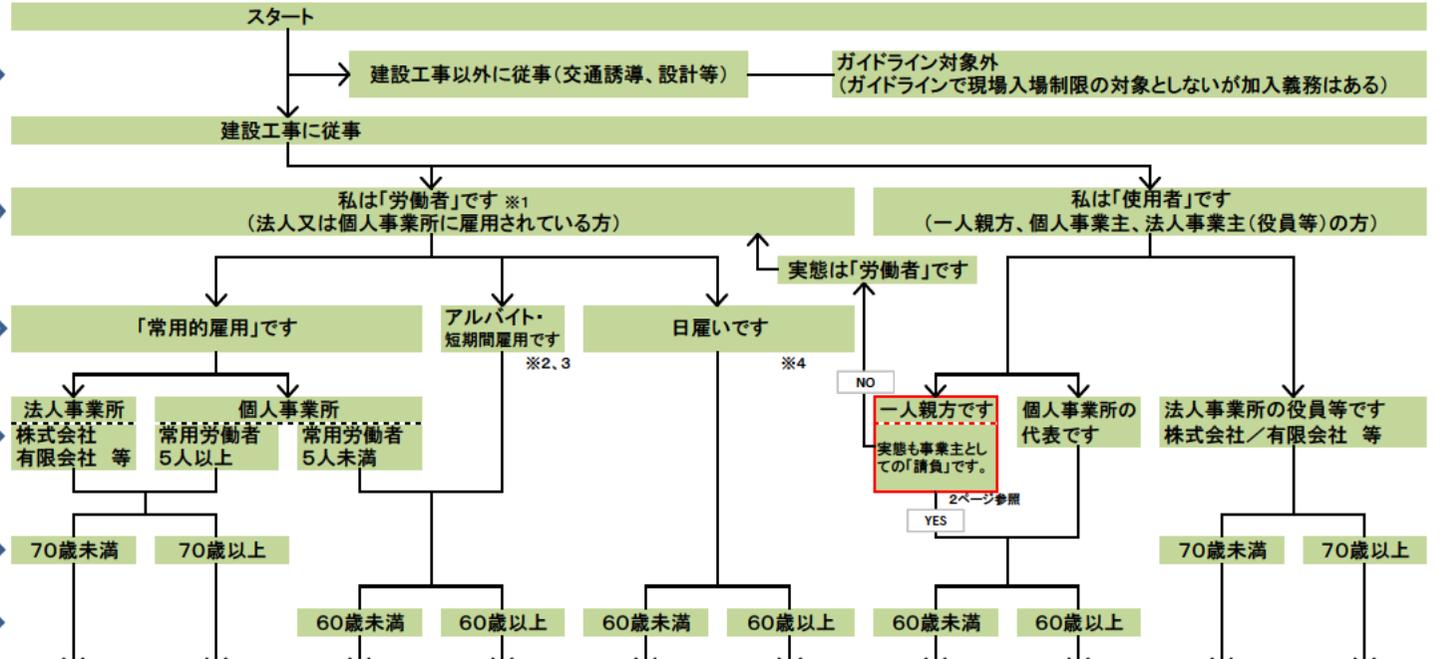
【労働者が使用者か】
「労働者」であるか「使用者」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。

【働き方】
働き方によって加入すべき保険の種類が変わってきます。一人親方の場合、実態としても「請負」であるか注意してください。

【事業所の形態】
「法人」であるか「個人」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。また、「個人」の場合は従業員数によっても変わってきます。

【労働者の年齢】
厚生年金は原則70歳未満が被保険者となります。70歳以上は適用除外です。健康保険は75歳以上で後期高齢者医療（適用除外）となります。

国民年金は原則60歳未満が被保険者となります。



保険の種類		加入によるメリット		A		B		C		D		E		F		G		H		I		J	
労働保険	雇用保険	失業状態となった場合に次の仕事が見つかるまでの期間や、育児や介護のため仕事をする事ができない場合に給付金を受け取ることができる。		雇用保険		(雇用保険)※5		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)※6		国民年金 適用除外		国民年金 適用除外		国民年金 適用除外		国民年金 適用除外		国民年金 適用除外		国民年金 適用除外		国民年金 適用除外	
	医療保険 (健康保険)	業務外での病気やケガにより仕事をする事ができない場合に給付金を受け取ることができる。また、産前産後休業で給与が支払われない場合に給付金を受け取ることができる。		協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合 (建設国保等)※6		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設国保等)	
	年金保険	老後に給付金を受け取ることができる老齢年金のほか、もしもの時のための障害年金や遺族年金など、家族の生活への保障もある。厚生年金は国民年金よりも給付金額や支給要件が手厚くなっている。		厚生年金 適用除外		国民年金 適用除外		国民年金 適用除外		国民年金 適用除外		国民年金 適用除外		国民年金 適用除外		国民年金 適用除外		国民年金 適用除外		国民年金 適用除外		国民年金 適用除外	
右表はガイドラインにおける「適切な保険」の範囲です。「●」がついている保険について、作業員が適切な保険に加入しているかチェックしてください。		区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J											
適切に加入していない場合：元請：下請に対して加入指導 下請：自社の労働者を加入させる		雇用保険	●	●	●	●	※7	※7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		医療保険	●	●	※7	※7	※7	※7	※7	※7	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		年金保険	●	—	※7	—	※7	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(参考)		労災保険	業務上や通勤途中のケガや病気に対して給付される。		元請が一括して加入(現場労災)										特別加入								

※1 事業主と同居する家族従事者は、原則として国民健康保険、国民年金へ加入します。また、雇用保険は加入できず、労災保険は特別加入となります。
 ※2 アルバイトやパートタイムであっても、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上の場合は協会けんぽや厚生年金への加入が必要です。
 ※3 短期間雇用者とは、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者です。
 ※4 日雇労働者とは、1ヶ月以内で1日単位の契約で雇用され、日々労働単価を受け取る者です。
 ※5 1週間の労働時間が120時間以上で、1ヶ月以上引き続き雇用されることが見込まれる場合は雇用保険への加入が必要です。
 ※6 法人や常時5人以上使用する個人事業所であっても、健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入することが可能であり、ガイドライン上も適切な保険として扱われます。
 ※7 これらの保険はガイドラインの対象とはしていませんが、法令により個人での加入が求められています。

* ガイドライン…「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」

■ 事業主に従業員を加入させる義務があるもの □ 個人で加入するもの